

小規模保育所の認可にあたっての意見聴取について

墨田区では、墨田区子ども・子育て事業計画に基づき、新たに小規模保育事業所を整備・運営する事業者を公募し、選定しました。

これに伴い、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者から意見をお聞かせいただく施設は、次の3施設です。

小規模保育事業所

(仮称) キャリー保育園東向島

設置者	マイキャリアクラス株式会社(中央区銀座6-13-11)
所在地	墨田区東向島5-36-10【既存施設の改修】
開園時間	午前7時15分～午後7時15分(予定)
定員	18名(0歳児3人, 1歳児7人, 2歳児8人)
開設時期	平成28年4月1日

【所在地】



(仮称) じょうえん第2保育園

設置者	社会福祉法人 浄縁会(埼玉県草加市青柳3-10-20)
所在地	墨田区京島1-6-6-105 アトラスタワー曳舟【改修】
開園時間	午前7時15分～午後7時15分(予定)
定員	12名(0歳児6人, 1歳児6人)
開設時期	平成28年4月1日

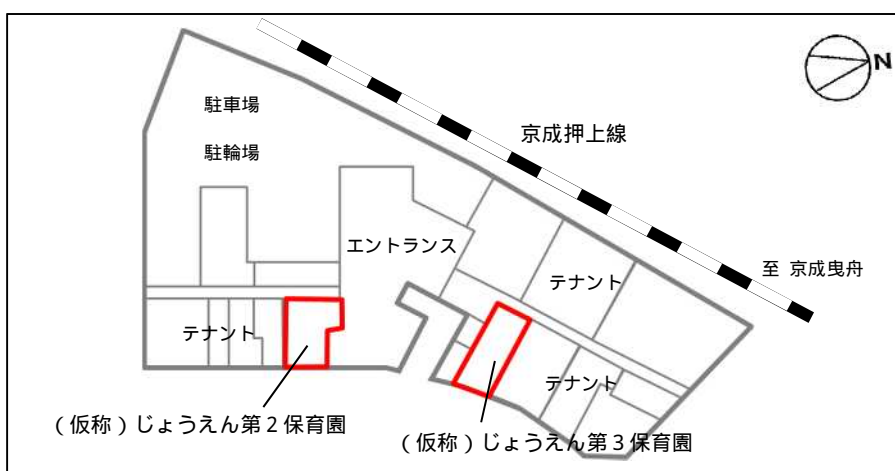
(仮称) じょうえん第3保育園

設置者	社会福祉法人 浄縁会(埼玉県草加市青柳3-10-20)
所在地	墨田区京島1-6-6-106 アトラスタワー曳舟【改修】
開園時間	午前7時15分～午後7時15分(予定)
定員	18名(2歳児18人)
開設時期	平成28年4月1日

【所在地】



【配置図】



【参考】

児童福祉法第34条の15第4項

市町村長は、第二項の認可（ ）をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

施設・事業		認可の権限
教育・保育施設	認定こども園	東京都 (一部、指定都市等への権限移譲の場合あり)
	幼稚園	
	保育所	
地域型保育事業	小規模保育	墨田区
	家庭的保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	